

# 第 15 回岩国市都市計画審議会

## 議 事 録

(写)

平成 26 年 7 月 23 日

第15回 岩国市都市計画審議会会議録

○日 時 平成26年7月23日(水曜日) 午後2時～午後2時30分

○場 所 岩国市役所6階 議会会議室

○次 第

1 開 会

2 議 事

(1) 委員の交代

(2) 諮問第11号 岩国都市計画道路の変更について

3 閉 会

○出席者〔委員19人〕

会 長 塚本俊明

委 員 (1号委員)

磯野恭子 熊野稔 隅喜彦 長野寿 平岡邦夫

(2号委員)

味村憲征 河合伸治 姫野敦子 大西明子

(3号委員)

藤山一郎 江藤純嗣

(4号委員)

栗飯原一孝 嶋田宗雄 原田英浩 藤重保章 増渕孝夫

山中英樹 山本栄次

○欠席者〔委員4人〕

委 員 (1号委員)

高橋幸広

(2号委員)

片山原司

(3号委員)

西野賢治

(4号委員)

塩田博志

○傍 聴〔0人〕

[午後2時 開会]

○事務局（弘下主任） 本日は、大変お忙しいところ、岩国市都市計画審議会に御出席をいただき、誠にありがとうございます。ただいまから、第15回岩国市都市計画審議会を始めさせていただきます。

私は、事務局を担当しております、都市計画課の弘下と申します。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、会議の開会にあたり、松村都市建設部長より御挨拶申し上げます。

○事務局（松村都市建設部長） みなさんこんにちは。都市建設部長の松村でございます。本日は、大変お忙しい中、第15回都市計画審議会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃より市政および都市計画行政全般にわたりまして、御理解、御協力を賜りまして、重ねてお礼申し上げます。

今回の審議会におきましては、山口県が決定する都市計画になりますけれども、都市計画道路・海土路御庄線という路線の変更につきまして、御審議をお願いすることとしております。

この路線につきましては、既に路線の決定はしておりますけれども、今後の事業実施に向けまして、幅員構成の見直し等を行おうとするものでございます。

この路線が完成しましたら、山陽自動車道の岩国インターチェンジへのアクセス性の向上など、非常にこの地域にとって、大きな役割を担うということを期待しているところです。

後ほど、事務局から都市計画の案について、御説明をさせていただきますけれども、皆様からは、忌憚のない御意見を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○事務局（弘下主任） ここで、審議会委員の変更について御報告申し上げます。お手元に配布しました名簿を御参照いただければと存じます。

第1号委員及び第3号委員の変更がございます。

まず、第1号委員として、山口県岩国環境保健所長に御就任いただいておりますが、本年4月1日付けの人事異動に伴い、石丸泰隆委員から高橋幸広委員に交代をされております。なお、高橋委員は本日所用により御欠席との御連絡をいただいております。

また、関係行政機関の職員である3号委員について、本年4月1日付けの人事異動に伴い、山口県岩国土木建築事務所・所長、林茂幸委員から藤山一郎委員に交代をされております。

ここで新たに就任された藤山委員から御挨拶をいただきたいと存じます。藤山委員、よろしくお願い申し上げます。

○藤山委員 みなさんこんにちは。御紹介いただきました藤山でございます。この4月の異動によりまして、岩国事務所の所長を拝命しております。よろしくお願い申し上げます。

○事務局（弘下主任） ありがとうございます。続きまして、本日の委員の出席について御報告申し上げます。本日、高橋委員、片山委員、塩田委員が所用により御欠席との連絡をいただいております。なお、まだ熊野委員さん、西野委員さんが来ておられません。委員23名中、18名の出席がありますので、岩国市都市計画審議会条例第7条第2項の規定による定足数を満たしており、本日の会議が成立していることを御報告申し上げます。

次に、資料の確認をさせていただきます。先日開催通知とともに送付させていただきました、審議資料、表紙に青い帯が付いている資料です。それから参考資料、表紙に緑の帯が付いている資料です。それと、本日席上に配布させていただきました議事日程、委員名簿、配席表となります。以上ですが、ございますでしょうか。みなさんよろしいでしょうか。

それでは、これからは、塚本会長に議事進行をお願いします。それでは、会長よろしくをお願いします。

○塚本会長 それでは、これより議事に入らせていただきます。傍聴はございませんので、このまま進めさせていただきます。

それでは、お手元に配布してあります議事日程に基づき、議事を進めさせていただきます。日程第1「議事録署名委員の指名について」でございますが、本日の会議を進めるに当たりまして、規則第13条では、「会長は、会議の議事録を作成し、会長の指名した委員2人が署名押印の上、保存するものとする」と規定されているため、味村委員、栗飯原委員を本日の会議の議事録署名委員に指名します。よろしくをお願いします。

続きまして、日程第2「諮問第11号 岩国都市計画道路の変更について」説明を受けたいと思います。よろしくをお願いします。

○事務局（高崎都市計画課長） それでは、今回の都市計画道路の変更について御説明させていただきます。私は岩国市都市計画課の高崎と申します。よろしくをお願いします。

それでは諮問第11号「岩国都市計画道路 海土路御庄線の変更」について御説明いたします。

この都市計画道路の変更は、県が定める都市計画であり、県から本市に対して意見照会がきておりますことから、本審議会に御意見をお伺いするものでございます。

まず、都市計画の変更の手続きについて御説明させていただきます。スクリーンを御覧下さい。本年、3月30日に、御庄公民館において、都市計画の変更案に関する説明会が開催されました。続いて4月17日に市民会館にて公聴会の開催を予定しておりましたが、公述の申し出がございませんでしたので、開催しておりません。その後、変更案の縦覧を5月27日から6月10日までの2週間、行っております。

縦覧期間中、3名の縦覧者がございましたが、都市計画の変更案に対して、意見書の提出はございませんでした。これもちまして、都市計画の変更の案を決定し、本日都市計画審議会にお諮りしているところでございます。

なお、先程、申しましたとおり、本案件は県の定める都市計画になりますので、県から岩国市に対して意見照会がきております。本日の都市計画審議会での御意見を踏まえて回答することとしておりますので、よろしくお願いたします。その後、山口県都市計画審議会を経まして、県により決定告示される予定でございます。以上、都市計画決定・変更の手続きについて御説明させていただきました。

それでは、都市計画道路海土路御庄線の変更について、御説明させていただきます。はじめに、海土路御庄線の位置についてですが、海土路御庄線は、通称「平田バイパス」と呼ばれておりますけれども、平成4年に、岩国南バイパスから欽明路道路までの間を都市計画決定し、その後、平成10年に欽明路道路から御庄中学校より少し新岩国駅寄りの三叉路付近までを延伸し、国道188号岩国南バイパスから新岩国駅に至る幹線街路として決定しています。

今回の都市計画の変更は、スクリーンの赤色で示す御庄森ヶ原工区の事業実施に際し、山口県が定める

「道路の構造の技術的基準等を定める条例」等に基づき道路幅員を見直したこと、また、御庄川周辺の増水時の排水機能や付替歩道の利便性に配慮して道路構造を見直したことにより、区域の一部を変更しようとするものです。前方のスクリーンには、森ヶ原工区の全体図を示しております。図中の赤い線が今回の変更区域、黄色が変更前の区域、緑色が変更なしの区域を示しています。このたびの変更については、大きく3つに分けてご説明します。まず、A箇所は「山口県条例等に基づく森ヶ原工区全体の道路幅員の見直し」、次に、B箇所は「御庄川右岸側の道路計画の見直し」、最後にC箇所は「御庄川左岸側の道路計画の見直し」となります。航空写真ではこちらになります。

それでは、まずA箇所の工区全体に係る、「山口県条例等に基づく道路幅員の見直し」について、一般部、橋梁部、トンネル部それぞれの構造形式について、断面図を用いて御説明します。

スクリーンには、一般部の標準断面図をお示ししております。平成10年に定めた現在の都市計画決定では、決定当時の道路構造令の基準に基づき、車道の幅は3.25メートル、路肩は左側を0.75メートル、右側を1.25メートル、歩道は3.0メートルとしていました。その後、平成23年に道路法が一部改正され、地域の自主性や自立性を高めるため、県道の構造の基準等を条例で定めることとされたことに伴い、山口県は平成24年に「道路の構造の技術的基準等を定める条例」を定めております。この度、この条例等に基づき道路の幅員を見直した結果、車道の幅3.25メートルは変わりませんが、路肩は左側を0.5メートルに、右側を0.75メートルに、歩道については、自転車歩行者の交通量を踏まえ2.5メートルにそれぞれの幅を縮小しております。次に、橋梁部ですが、現在の都市計画決定では、車道の幅は3.25メートル、路肩は両側0.75メートル、歩道は3.0メートルとしていました。先ほどと同様の見直しの結果、車道3.25メートルは変わりませんが、路肩は両側とも0.5メートルに、歩道は2.5メートルにそれぞれの幅を縮小しております。また、トンネル部ですが、車道の幅は3.25メートル、路肩は両側0.5メートル、歩道は3.0メートルとしていました。見直しの結果、車道と路肩は変更ありませんが、歩道の幅を2.5メートルに縮小しております。これら見直しの結果、道路の範囲が縮小するため、区域を変更することとしました。

次に、B箇所の「御庄川右岸側の道路計画の見直し」について、御説明します。航空写真では、この箇所になります。また、矢印方向から撮影した御庄川右岸側の写真がこちらになります。当箇所については、現在の都市計画決定では、経済性を考慮して盛土構造で計画していましたが、豪雨による雨水の排水形態を考慮し、道路計画を見直すこととしました。当箇所の道路計画は、雨水などが流れる方向に対して横断するルートとなっていることから、現状の排水形態を維持するため、盛土構造から橋梁構造に変更することとしました。これにより、道路の範囲が縮小するため、区域を変更することとしました。現況写真で見てくださいと、赤の破線で示す高さ辺りを道路が横断することとなります。

続きまして、C箇所の「御庄川左岸側の道路計画の見直し」について、御説明します。航空写真では、この箇所になります。また、柱野側から御庄方向に向かって撮影した、御庄川左岸側の写真がこちらになります。こちらは、現在の都市計画決定の平面図と縦断図です。現在の計画での歩行者及び車両ルートについて御説明します。まず、車両ルートについてですが、柱野方面から御庄又は平田方面へ向かう場合、ピンクの線で示すとおり、現道を通って、いったん本線の下をくぐり抜け、その後本線へ合流することになります。次に、歩行者ルートについてですが、歩行者が、柱野方面から御庄方面へ通行する場合、緑色のルートで示すとおり、現歩道から、いったん、付替歩道を通って坂を上がり、次に今回整備予定の本路

線の歩道に入り、下るルートとなります。また、平田方面から御庄方面へ向かう歩行者は本線上の歩道を通行することとなります。柱野方面から本線に合流するまでの区間については、車両と歩行者は別ルートを通行することとなります。

現在の都市計画決定では、青色で示す、付替歩道の長さを短くするため、道路構造令で規定された最も急な勾配の5パーセントで計画していました。この場合、先ほど説明しましたとおり、歩行者は、勾配5パーセントの付替歩道を上がり、今回整備する路線の歩道を下るルートとなります。しかしながら、この付替歩道は、御庄小学校などの通学路でもあることから、歩行者の利用しやすさに配慮し、現在の歩道と同程度の勾配である0.1パーセントから0.2パーセントとなるよう歩道のルートを変更し、これに伴い盛土構造の形状を変更することとしました。これにより、歩道の上り下りがほぼ無くなり、歩行者がより利用しやすくなります。以上の歩道のルートの見直しに併せて、盛土構造の形状を変更したため、道路の範囲が拡大することから、区域を変更することとしました。

この写真は、先ほどの写真とは逆に御庄側から柱野方向に向かって撮影したもので、現道と本線の合流地点の現況になります。こちらは工事完成後のイメージ図になります。先ほど説明しましたとおり、御庄方面から柱野方面に行く車両は、画面でいいますと、手前側から交差点を左折し本線をくぐって画面奥側の柱野方面へ進むこととなります。なお、こちらは、平成23年10月の説明会で使用した、詳細設計前のイメージ図になります。立体交差のイメージが分かりやすいのでお示ししております。現在の計画は関係機関との調整も行われておりますので、このイメージ図とは若干異なっておりますけれども、車両のルートについては、今回変更はございません。

最後に、都市計画の変更内容について、新旧対照表を用いて御説明します。まず、位置についてですが、住所表示の変更がありましたので、この度、岩国市大字御庄字大歳原の大字を取り、岩国市御庄字大歳原とするなど、起終点の表示を変更しております。次に、構造についてですが、先ほど御説明しました歩道や路肩の幅員の見直しにより、岩国市御庄字久津神から岩国市御庄字下向原の地下式、いわゆるトンネルの区間については、幅員10.5メートルを10メートルに、その他地表式の区間については、11.5メートルから14メートルを10メートルから14メートルに変更し、あわせて延長も変更しております。また、今回の変更にあわせて、車線数を追加表記し、幅員の内訳については各幅員ごとの延長を記載しております。その他の計画書上での変更はございません。

以上で、都市計画道路海土路御庄線の変更の説明を終わります。御審議の上、御意見を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○塚本会長 ありがとうございます。それでは、ただいまの事務局の説明に対する質疑や御意見などをいただきたいと思います。どなたからでも結構ですので、挙手の上お願いいたします。

はい。姫野委員。

○姫野委員 資料を拝見して感じたことですが、高齢化が進んでおり、また、子供達に対しても、歩道のことについてですが、傾斜が大変きついと、歩行が大変であろうことが緩和されたこと、逆に、歩道が狭くなることによって、今後、電動車椅子等で離合、道路を利用される方達にとっては大変変わったところではありますが、離合等が安全にできるか等が気になっていたところではありますが、かなり配慮されている御計画だとは思っています。工法上、建設費が削減できる点もあるかとも思います。

一つ心配なのは、最近のゲリラ豪雨、集中的な大雨等が降った時に、一つ下がっている歩道に向けての水対策等がきちんとなされて、土砂等が舗装された道路の方から歩道の方に大量にということは考えにくいとは思いますが、そういった対策等も今後していかななくてはならないのではという点が気になっていきます。そういった対策についてのご検討について、今持たれている情報がありましたらお示しいただきたいと思います。

○塚本会長 ありがとうございます。事務局の方向か御回答がございませうか。

○事務局（嶋原山口県岩国土木建築事務所工務第一課長） 付け替えた歩道の上側の部分に盛り土が出て、その土砂が流出という危惧を指摘されたかと思ひます。その件につきましては、道路の盛り土の安定勾配がございまして、その基準をクリアした勾配を確保することとしております。また、表面の流出に関しては、流出防止で、緑化等を図ることとしておりまして、これにより土砂の流出等による歩行者への危険は排除されると考えております。

○塚本会長 では、続いて、姫野委員どうぞ。

○姫野委員 対策をされているということで理解しました。また一方、今は、県道に向かつて歩道が見えやすいですが、昨今の様々な事件、事故等を見ていると、道路から歩行者等が見えにくくなって、こういった事案に対して、大変な車両の数が通行する訳ですから、そういった方たちから歩行者に対する視野もあつたわけですが、今回全く別ルートということで、そういったものの対策が故の、事件の発見が難しくなるのではないかとと思ひますが、地域から何か説明会等でこういったことについての御質問等がございませんでしたでしょうか。

○事務局（嶋原山口県岩国土木建築事務所工務第一課長） 今御指摘がありました車が通る部分と歩道が分離されて、以前は歩道と車道が平行して走つておつたと。分離されることによつて防犯上の危険というような御指摘は地域の方からはございませんでした。

○塚本会長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。ほかに何かございませんでしたでしょうか。

はい。嶋田委員、お願いいたします。

○嶋田委員 今回新しく出来る道路に古い道路が接続するところですがけれども、柱野方面から来たところ、T字路になるところですがけれども、見通しですね、坂の上の方、橋の方向からの車の確認が難しいように思ひますけれども、カーブミラー等、どういった対応をされるのでしょうか。

○塚本会長 事務局お願いいたします。

○事務局（嶋原山口県岩国土木建築事務所工務第一課長） ここの平面交差の形状につきましては、道路の構造に関する基準を遵守してございまして、また、公安委員会、道路管理者との協議を経て、視距等の必要な距離はとれておるとの安全性を確認した上で、現状の形状としております。

○嶋田委員 信号機は設置されるのですか。

○事務局（嶋原山口県岩国土木建築事務所工務第一課長） 現在は、信号につきましては、公安委員会との協議になるわけなんですけれども、現状においては信号の設置予定はございませんでした。

○塚本会長 はい。よろしいでしょうか。その他、気になる点、質問はございませんでしたでしょうか。

はい、それでは、皆様、これ以上の御意見もございませんでしたようなので、そろそろ審議会としての意見を取りまとめたいと思ひます。2つ3つ意見はございませんでしたですが、この案についての大きな変更というもので

はございませんでしたので、この度付議されました諮問第 11 号について、支障ない旨を市長に答申することとよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

○塚本会長 御異議がないものと認めます。よって、諮問第 11 号について、当審議会として支障ない旨、市長に答申いたします。

続きまして、その他としまして、事務局から連絡事項がありますので、説明をお願いします。

○事務局(高崎都市計画課長) 本日は御審議いただきまして誠にありがとうございました。ここで、次回の都市計画審議会の付議予定の案件について、御説明させていただきます。本日の議事日程にも記載しておりますが、次回の都市計画審議会は、10月2日、木曜日の14時から開催する予定としております。付議予定の案件は2件ございまして、議案が1件と諮問が1件でございます。

議案としましては、「岩国都市計画ごみ焼却場の変更」としまして、「日の出町ごみ焼却場の追加」について、御提案したいと考えております。本市では、老朽化している岩国市第一工場及び周陽環境整備センターに代わる、新たなごみ焼却場を整備することとしており、平成30年度までに整備を進め、平成31年度の供用開始を予定としております。この整備にあたり、都市計画決定を行おうとするものでございます。都市計画の手続きとしましては、去る6月26日から7月10日までの間、都市計画法に基づく図書の縦覧を実施いたしました。これに対する意見書の提出はありませんでした。この結果を踏まえ、次回の審議会で、御審議をお願いするものです。

また、諮問事項といたしまして、「錦帯橋風致地区における風致保全方針の策定及び風致地区の区分の指定」について、御意見をいただきたいと考えております。

付議予定の案件については以上でございます。次回審議会の日程が近づきましたら、御案内と審議資料を送付させていただきますので、御多忙とは存じますが、御出席を賜りますよう、よろしくお願い致します。事務局からは、以上でございます。

○塚本会長 ありがとうございます。本日予定された議事については、以上でございます。皆様の御協力により円滑な審議を行うことができました。ありがとうございます。以上で本日の議事日程を終了いたしますが、委員の皆様から何かございますか。

(「無し」の声)

○塚本会長 それでは、以上をもちまして第15回岩国市都市計画審議会を閉会いたします。事務局から事務連絡があればお願いします。

○事務局(弘下主任) はい。受付でお預かりしております駐車券につきましては、精算処理が終わっておりますので、駐車場を出られる際に、そのまま精算機にお入れ下さい。以上でございます。

○塚本会長 それでは、以上をもちまして第15回岩国市都市計画審議会を閉会いたします。委員の皆様におかれましては熱心な御審議をいただき、ありがとうございました。

[午後2時30分閉会]



岩国市都市計画審議会条例施行規則第 13 条の規定により署名する。

平成 26 年 8 月 13 日

議事録署名委員 味村 憲 征

議事録署名委員 栗飯原 一孝